

基調講演

外務省HP、民間人殺傷の問題

The Problem of Civilians Killed in the Nanjing Incident and “Historical Issues Q&A”
in the Ministry of Foreign Affairs of Japan

阿羅 健一（近現代史研究家）
ARA Kenichi

1 南京事件の政府規定

日本政府は南京事件といわれるものにどのような規定をしているか、それから見えてきます。

昭和57年6月26日、教科書誤報事件が起き、7月26日に中国が日本の教科書記述に抗議すると、8月26日、宮澤喜一官房長官は、政府の責任で記述を是正する、近隣諸国に配慮した検定基準にする、と談話を発表します。11月16日、教科用図書検定調査審議会が答申し、以後、「南京事件が混乱の中で発生した旨の記述を求める検定意見を付さない」「死傷者数を記述する場合には、史料によって著しい差があることに配慮した記述をし、その出所や出典を明示することを求める検定意見を付す」と決まりました。

日本が独立してから、南京事件が教科書に記述されることはありませんでしたが、昭和46年に高校教科書に記述され、昭和49年には中学校教科書にも記述されます。時野谷滋主任教科書調査官は、「占領直後に、軍が組織的に虐殺をしたというように読みとれる」記述に修正意見を出し¹、南京事件を記述する教科書は一部にかぎられていたので、大変更が行われました。

昭和60年8月、高校用教科書『新編日本史』が検定申請され、昭和61年5月27日に合格



します。合格したものの、5月30日から文部省による修正が行われ、修正は4次、7月3日まで続き、7日に最終的に合格しました²。

申請された原稿本は、検定の段階で「南京事件」という用語を使用するよう修正され、ほかの教科書も南京事件という記述でしたが、『新編日本史』は6月10日の第2次修正でさらに「南京大虐殺」と変えさせられ、最終的につぎのような記述となりました³。

「南京の攻防戦は激烈をきわめた。陥落後、日本軍が多数の中国軍民を殺害した事件(いわゆる南京大虐殺)については、国際的に大きな非難をあびた」

平成6年4月28日、羽田孜内閣が成立し、永野茂門が法務大臣に就任します。永野法務大臣は大臣就任の記者会見で「南京大虐殺など、私はデッチ上げだと思う」と話しました⁴。毎日新聞が報道したことから与党からも非難が起こり、就任から10日、報道から4日で永野法務大臣は辞任します。後任の中井治は「残虐行為があったのは事実」と語って就任⁵、以来、大臣は南京事件を否定してはならないことになりました。南京事件を否定していた原田義昭衆議院議員は、平成30年10月に環境庁長官に就任するさいの記者会見で、毎日新聞が執拗に質問してきましたが、南京事件についていっさい話しませんでした⁶。

平成17年8月12日、外務省はホームページに「歴史問題Q&A」を設け、「日本軍の南京入城後、非戦闘員の殺害や略奪行為等があったことは否定できない」と記述し、英文でも発信しました。

平成18年10月8日に行われた安倍晋三総理大臣と胡錦涛国家主席の会談後、日中歴史共同研究が発表され、平成22年1月31日に報告書ができあがります。そのなかで日本側は「日本による捕虜、敗残兵、便衣兵、及び一部の市民に対して集団的、個別的な虐殺事件が発生し、強姦、略奪や放火も頻発した」と記述しました⁷。

南京事件に関し、日本政府はこのような規定をしています。

2 近隣諸国条項決定のさいの関係者の南京事件認識

教科書誤報事件が起きて近隣諸国条項が設けられるまでの4か月半、南京事件といわれるもの、あるいは南京事件は本当に起きたのか、論議はなされませんでした。規定にかかわった人物は南京事件をどのように捉えていたのか、見ていきます。

鈴木善幸総理大臣と宮澤喜一官房長官はとくに発言していません。

外務省アジア局中国課長から鈴木善幸総理大臣秘書官に就任していた谷野作太郎氏は、宮澤官房長官談話についてこう語っています。

「宮澤官房長官があのような談話を出すことについて(鈴木総理が木内局長や橋本局長と)協議したんだと思います。けれど、木内さんこそ中国との関係を非常に大切にする人でした」

「アジア局長は木内昭胤さんで、それから情文局長の橋本恕さん、何回か総理を交えて会議をしました。そこへ急遽、宮沢さんが夜、自宅から呼び出され、ご機嫌斜めで乗り込んでこられたこともありました」

また谷野作太郎秘書官は、「宮沢談話を書いたのは、橋本局長とお聞きしたことがあるんですけども、いかがでしょうか」との質問に、「そうですか。それはありますね。でも、木内アジア局長も十分相談にあずかっているはずですよ」と語っています。こうも語りました。

「橋本局長と文部省の学術国際局長が解決の糸口を探るために、お二人で中国に行っていましたね。総理の特使みたいな役割で訪中していました」

「そういうことを踏まえた上での宮沢談話になったんじゃないでしょうか」⁸

それでは、肝心の文部省は南京事件をどう捉えていたのか。

昭和57年7月30日の文教委員会は、多くの質問がつづきました。南京事件についての質問もあり、鈴木勲初等中等教育局長は「これは事件の状況を、伝聞だけではなくて直接的に示す史料に乏しいという点でございまして」と答弁します。委員も入れ代わり、小川平二文部大臣も「南京占領の際に日本軍によって相当多数の中国の軍民が殺害される、そうしてそのことによって国際的な非難を受けたという事実は、これは否定できない事実でございまして」と答弁します。その答弁に対し、委員から「もう一度聞きますよ」と追及があり、今度は「南京事件を含めまして日本の軍部が行った行為は、これはどうてい正当化することのできない行為」と答弁します。

マスコミは教科書検定の誤報を認めず文部省を批判し、そういったなか日本社会党と公明党があいついで南京事件を取りあげ、上記のようなやりとりが行われました。中国の批判を後ろ盾にした質問で、強制されたような答弁でした。

それからひと月ほどして宮沢談話が発表されますが、そのときのことについて大臣官房総務課長で、小川平二文部大臣の秘書役をつとめていた加戸守行はこう語っています⁹。

「宮沢談話が出たとき文部省には知らされませんでした。私は大臣室におり、小川大臣も待機していましたが、官邸は勝手にやっている状況でした。結果を聞いて啞然としました」

そのまえ、加戸総務課長は「官邸のミサイルが虎ノ門（文部省）を狙っている。発射されればひとたまりもない」と語っており、その通りとなりました。

このようなことから、文部省ではなく木内アジア局長と橋本情報文化局長の南京事件観が重要だとわかります。

木内アジア局長はこの問題が起きたとき、たまたま霞会館で講演しており、南京事件について簡単ですが、このように語っています¹⁰。

「六月の下旬に、日本の新聞は、『侵略の表現を薄める。』との見出しのもとに一斉に報じたのであります。日中戦争が『侵略』でなく、南京の虐殺が中国人の抵抗のため余儀なくされたのでは中国も黙っておれません」

また木内局長は『新編日本史』の編纂を進めた日本会議について、平成28年に「『日本会議』も、南京大虐殺や極東裁判を認めず、中国を敵視したまま。これでは相手を自分の土俵にのせる田中外交のようなことは到底できない」と語っており、南京事件を当然の出来事として認めています¹¹。

橋本情報文化局長の南京事件観については、昭和57年7月29日、衆議院外務委員会で土井たか子議員の質問に橋本情報文化局長が答弁し、ふたりのあいだでこのようなやり取りが交わされました。

土井たか子議員が質問します。

「南京を占領した日本軍は多くの非戦闘員を虐殺して国際的な非難を受けた。こういう事実に対しては、局長、否定はなさいませんか」

橋本局長が答えました。

「ただいま先生がご指摘になりましたようなお考えが中国の中にはもちろん、世界的にも存在するという事実は謙虚に受けとめたい、こういうふうに考えております」

土井議員はたたみかけます。

「中国側の認識を問うているのじゃありません。どうですか。局長」「局長、それは首を振っていらっしゃいますからそのとおりにお認めになっていらっしゃると思う」

橋本局長も認めています。

昭和47年の日中共同声明に「日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である」とあり、昭和53年の日中平和友好条約で「内政に対する相互不干渉の原則に従い」と謳われました。日中国交正常化当時、木内局長は田中角栄総理大臣の秘書官、橋本局長は中国課長として正常化の中心として働いた人物です。中国からの抗議により検定基準を変えることについて、加戸守行総務課長はこう語っています¹²。

「(宮澤談話は国家の) 主権の放棄といわれても仕方ありません」

しかも中国の抗議の前提となる、侵略を進出と書き換えた事実はありませんでした。ふたりはこれらをどう考えていたのでしょうか。

ふたりのほか、中国大使の鹿取泰衛はこう語っています¹³。

「文部省の担当官が、在京の中国公使に複雑な検定制度について説明を行います。しかし、検定意見は出すが、修正内容は著者が作るという説明は中国に理解してもらえなかったようです。さらに南京殺害の記述に『混乱の中で』『はげしい抵抗にあって』という文句を加える修正が中国側を硬化させました」

「今でも教科書問題は新聞の誤報に基づく事件だったと信じている人がいるのに驚きます。なるほど『侵略』を『進出』に改めた教科書がたまたまなかったのは事実ですが、検定によって多くの教科書から『侵略』という記述が消えたことが問題だったのです」

鹿取大使の見方が本省に影響を与えたかどうか不明ですが、北京の日本大使館は南京事件を事実と認めていたといえるでしょう。また鹿取大使の認識でわかるように、外務省は教科書誤報事件の侵略と進出に関する事実を、正確に把握していませんでした。

3 当時の南京事件の研究

ここで教科書誤報事件当時、南京事件の研究はどの程度進んでいたか見ます。

戦争に負けると、東京裁判が開かれ、宣教師の証言が新聞を賑わせました。ティンパーレー『戦争とは何か』や石川達三『生きている兵隊』といった著述が、新聞で紹介されました。昭和30年と昭和31年にベストセラーとなった岩波新書『昭和史』は、エドガー・スノー『アジアの戦争』を引用して、4万2千人の犠牲者があったとしました。東京裁判の証言は法廷を驚かせましたが、裁判が終わると判決は無視されるか評価されず、犠牲者二十万人という南京事件が取りあげられることはありませんでした。東京裁判をもとに南京事件を記述する洞富雄『戦史の謎』が刊行されるのは、昭和42年です。

昭和46年、朝日新聞が本多勝一記者の「中国の旅」を連載、南京事件が取りあげられました。本多記者は、9歳の子供の話を紹介するなど、中国人の話をもとに南京事件を書き、全体像を描こうとしたものではありませんが、「歴史上まれに見る惨劇が翌年二月上旬まで二カ月ほどつづけられ、約三〇万人が殺された」と、東京裁判と南京軍事裁判から引

用して南京事件を記述しました¹⁴。

「中国の旅」が連載されると、それを批判しつつ南京事件を否定する見方が出されました。鈴木明の『「南京大虐殺」のまぼろし』や山本七平『私の中の日本軍』で、昭和50年にも南京事件を否定する『戦史叢書 支那事変陸軍作戦(1)』が刊行されました。昭和56年、南京事件を記述した教科書執筆者が、検定の口頭告知のさい洞富雄の著書をあげることがありました¹⁵。

一方、昭和24年の建国以降、中国で南京事件が取りあげられたことはなく、昭和52年に初めて教科書に記述されます。昭和54年に研究書として南京大学歴史系編著『日本帝国主義の南京における大虐殺』が内部刊行されます¹⁶。中国政府は事件の生存者に気を留めることがありませんでしたが、教科書誤報事件が起きると生存者を選びだし、生存者がおおやけの場で体験を語りはじめました¹⁷。

中国の研究は始まったばかり、という段階でした。

4 近隣諸国条項後に規定とかかわった人物の南京事件観

近隣諸国条項後の関係者の南京事件観を見ていきます。

『新編日本史』のさい、中心にかかわった中曽根康弘総理大臣の南京事件観は、公になっていません。安倍晋太郎外務大臣、後藤田正晴官房長官、藤田公郎外務省アジア局長たちも、そのさいとくに発言していません。

法務大臣辞任問題の永野茂門法務大臣は士官学校を終えた軍人で、南京攻略戦後、南京に行きます。そのころ南京事件が話題になることはなく、南京は普通の街という印象を受けました。戦後、思い出してみても、虐殺の起きた街には見えず、そういう体験がありましたから、大臣就任の記者会見での発言となりました。

羽田孜総理大臣はとくに発言していません。

永野法務大臣の辞任直後、熊谷弘官房長官はこう述べて、南京事件を否定しています¹⁸。

「永野茂門法相の辞任を認めたことが、歴史的にその規模が確定していない『南京事件』の事実を追認することになるとの見方については追認につながらない」

日中歴史共同研究は、近現代史を北岡伸一東京大学教授、庄司潤一郎防衛省防衛研究所所長、波多野澄雄筑波大学教授が担当しました。南京事件について日中で共同研究をという声は永野法務大臣辞任のころからあがっており¹⁹、日中歴史共同研究がはじまりましたが、南京事件に関する日中間の隔たりは大きく、共同研究は進まず、それぞれが両論併記で記述することになりました。

日本側は犠牲者数を「20万人を上限として4万人、2万人などな推計がなされている」と記述しますが、南京事件の著作を持つ東中野修道亜細亜大学教授、藤岡信勝東京大学教授、第二復員省で東京裁判法廷係をつとめた富士信夫たちは、犠牲者ゼロという見方をしています²⁰。

北岡教授は、報告書が発表されたあと、「日本の歴史学者で、南京虐殺はなかったと言っている人は、ほとんどいない」と記述しますが²¹、『「南京事件」の探求』の著書のある北村稔立命館大学教授は南京事件を否定しています。東京大学史学科の伊藤隆教授も南京事件を認めていません²²。

北岡教授をはじめ3人は外務省から選ばれましたから、外務省の意に沿うよう執筆し

たと思われます。

安倍晋三総理大臣の南京事件に関する発言はありません。

こう見てくると、南京事件については否定されるか、根拠が示されていません。

5 教科書誤報事件に対する中国の対応

教科書誤報事件の発生から解決までの中国の対応に、さまざまな疑問があがりました。

文部省の鈴木勲初等中等局長はこう語っています²³。

「教科書問題がはじまったのですが、何故、中国が一か月もの間は何も言わないでいて7月26日になって急に問題にしたのかという背景については、いくら外務省に聞いてもわからないし、北京の大使館でもわからないということでした」

「中国はむしろ言葉の厳格な意味から修正を申し入れたというよりも、日本の新聞で検定制度が非常に強く攻撃されているという事態をみて、何らかの目的で日本を攻撃する材料として用いたのではないかと思われるふしがあるのであります」

教科書誤報事件は昭和57年6月26日に起きますが、鈴木初等中等局長のいうように7月26日まで中国は外交問題にしていません。また、中国は8月26日に出された宮澤官房長官談話を拒否しますが、9月8日に受けいれます。なぜひと月もかかったか、なぜ半月で変わったのか。このような疑問が湧きました。

中国では昭和53年12月に鄧小平が実権を掌握し、昭和55年に胡耀邦が総書記、趙紫陽が國務院総理につき、鄧小平、胡耀邦、趙紫陽の改革路線が確立しつつありました。しかし、保守派も力を持ち、改革路線に反対している、というのが中国権力の情勢でした。

レーガン政権が成立するとアメリカから台湾への武器売却が起こり、教科書誤報事件が起きたころは、売却の方向で進みつつありました。鄧小平は反対派を抑えて米中国交樹立を果たしたこと、またアメリカと圧倒的な軍事力の差があることから、売却に反対できません。

教科書誤報事件からひと月近くした7月23日、江崎真澄使節団が台湾を訪問し、経済援助が話しあわれ、蔣経国総統とも会談します。24日、廖承志が蔣経国総統に直接会談の書簡を送りましたが、無視されます。このようなこともあり、鄧小平は保守派に弱腰を見せることができず、江崎使節団訪台と廖承志書簡拒否のあとの26日、それらと関係ない日本の教科書を批判しました²⁴。

この時期、中国は党大会を控えており、鄧小平は8月6日の七中総会で中央軍事委員会の改組を提案します。台湾への武器輸出は8月17日に中国が妥協する形で決着しますが、中央軍事委員会改組は中央軍事委員会を政府のもとに置く案で、人民解放軍は反対です。そのため鄧小平の強硬な対外姿勢はつづき、宮澤談話を拒否しました。

9月1日に党大会が始まりますが、人民解放軍の中央軍事委員会改組反対は強く、鄧小平は中央軍事委員会の改組をあきらめます。それにより人民解放軍との対立は解消し、強気の対外姿勢を見せる必要はなくなり、9月8日に宮澤談話を受けいれました²⁵。

中国の対応については、このような分析がなされました。

しばらく経ってから、鄧小平側から見てもそのように分析されています²⁶。

当初、外務省は文部省のような疑問をいだいていませんが、やがて疑問をいやくようになり、その疑問を朝日新聞はこう記述しています²⁷。

「9月1日から五年ぶりの中国共産党大会が開かれ、政権の態勢固めのヤマ場で、経済近代化をめざす鄧小平路線への左派の反発をかわすためにも、この時期、日本側への妥協姿勢を示すわけにはいかなかった、という分析が外務省内にはある」

中国は権力闘争のため誤報の教科書検定を持ちだし、日本は中国の事情を把握せず、自虐史観もあり、南京事件を認めたと分析されます。

6 『新編日本史』のさいの日本の対応

『新編日本史』は、朝日新聞が昭和61年5月24日に批判、文部省は6月30日から修正を行います。超法規的措置といわれるものが行われました。

当初、出版社から申請取り下げの希望はありませんでした。しかし、6月6日、中曽根総理大臣は海部俊樹文部大臣へ指示をし、後藤田正晴官房長官と安倍晋太郎外務大臣は不合格にするか申請取り下げできないかという意見を述べます。海部文部大臣も編纂者側へ修正に応ずるよう働きかけます。海部文部大臣はその一方、「いったん合格決定の答申が出た教科書を不合格にすることはできない」とも述べますが、6月18日、中曽根総理大臣は再検討の処置を取ったと語りました。文部省では6月17日に人事異動があり、新しい事務次官、初等中等局長、審議官が首相官邸に呼ばれ、教科書記述の修正を求められました²⁸。後藤田正晴官房長官から出版社に申請取り下げの働きかけが行われ、藤田公郎アジア局長から執筆者側へ、中曽根総理大臣は申請を取り下げしてほしい意向であると伝えられ、第3次修正が行われました²⁹。外務省は中国の意を体した圧力を文部省へつづき、編纂者側には取り下げを要請しました。

中曽根総理大臣は昭和60年に靖国神社を参拝し、中国から批判を浴びます。中国の保守派は胡耀邦を追いつめ落とす狙いをもっており、中曽根総理大臣はよい関係を築いてきた胡耀邦失脚を避けるため、昭和61年の参拝を控えました。こう語っています³⁰。

「私が靖国神社をやめたのは、胡耀邦さんが私の靖国神社で弾劾されるという危険性があったからです」

総理大臣による靖国神社公式参拝のできなくなる始まりですが、おなじ年、南京事件に関する知識がないまま、胡耀邦をおもんばかり、『新編日本史』へ超法規的に介入したと考えられます。

7 外務省ホームページについての質疑応答

令和5年4月3日、参議院決算委員会で自民党の和田政宗議員が「南京戦の外務省ホームページの記載についてお聞きます」と、つぎのように林芳正外務大臣に質問しました。

「外務省ホームページでは、日本政府として、日本軍の南京入城後、非戦闘員の殺害があったことは否定できないと考えているとの記述があります。

この記述の根拠となる文書が、外務省内に存在するのでしょうか」

南京事件が外務省ホームページに記載されてから18年、ネットが普及、南京事件に関心を持つと外務省ホームページに当たる時代となっていました。

林芳正外務大臣は答えました。

「今御指摘のありました外務省のホームページの記載でございますが、平成十九年四月二十四日に閣議決定された質問主意書への政府答弁、これを記載したものでございまし

て、同答弁で示されました認識は関係者の証言や事件に関する種々の資料から総合的に判断したものでございます。

この資料でございますが、外務省が作成したものは確認できておりませんが、政府機関で作成されたものとしては、1975年に出版されました当時の防衛庁防衛研究所戦史室による戦史叢書『支那事変陸軍作戦』第一巻において、該当する記述があると承知をしております」

こう答弁し、ホームページ記述の根拠はなかったことを明らかにしました。

それだけでありません。答弁にはふたつ問題がありました。

ひとつは、「平成19年4月24日に閣議決定された質問主意書への政府答弁、これを記載したものでございまして」と述べますが、ホームページの記述は平成17年8月12日に設けられており、平成19年4月24日の閣議決定を記載することはできません。

そのときの政府答弁は、平成19年4月13日の西村慎吾衆議院議員の質問主意書、

「政府は、日本軍の南京攻略戦において、日本軍が中国政府が言うように三十万人の中国人を殺害したと認定しているのか、認定していないのか、回答されたい」

に対するもので、こう回答しています。

「昭和12年の旧日本軍による南京入城後、非戦闘員の殺害又は略奪行為等があったことは否定できないと考えているが、その具体的な数については、様々な議論があることもあり、政府として断定することは困難である」

林外務大臣の答弁と反対に、ホームページの記述をほぼそのまま回答しています。

ふたつ目は、林外務大臣が『戦史叢書 支那事変陸軍作戦(1)』に該当する記述があると付け加えたことです。やや長いのですが、該当箇所をあげます。

「南京は外国権益が多く、また多数の非戦闘員や住民がいる関係上、方面軍司令官は、とくに軍紀風紀を厳守するよう指導していたが、遺憾ながら同攻略戦において略奪、婦女暴行、放火等の事犯がひん発した。これに対し軍は法に照らし厳重な処分をした。

(中略)

これが事件として取り上げられたのは、終戦後の極東国際軍事裁判及び南京の特別軍事裁判であった。南京の裁判では処刑そのものを必要とする政略的理由から、約三〇万の軍民が虐殺されたとして、谷壽夫中将以下四人の軍人が処刑された。東京の裁判では、南京占領から一ヵ月の間に男女子供を含む非戦闘員一・二万、掃蕩戦の犠牲者二万、捕虜三万以上、計六・二万以上が殺害され、さらに近郊に避難していた市民五・七万以上が餓死あるいは虐殺されたという判決を下した。

しかし、その証拠を些細に検討すると、これらの数字は全く信じられない。(中略)

これが事件として取り上げられたのは、若干の事実があったからであり、これが誤解、曲解され、さらに誇大宣伝されたためであろう。以下、諸資料を総合すると次のように考えられる。(中略)

以上、各項目について具体的に正確な数字を挙げることは不可能であるが、南京付近の死体は戦闘行動の結果によるものが大部であり、これをもって計画的組織的な「虐殺」とは言いがたい。しかしたとえ少数であったとしても無辜の住民が殺傷され、捕虜の処遇に適切を欠いたことは遺憾である³¹

これが該当箇所、『戦史叢書』は事件を否定しています。ですから和田政宗議員は、

すぐさまつぎのように指摘しました。

「今挙げた文書ですけれども、戦後三十年が経過して作られている文書でありまして、私、関連文書全部読みましたけれども、意図的に日本軍が殺害したとの明確な記述はない状況でありました」

そう指摘した上で、「より事実在即した記述に変えるべきだというふうに思いますので、引き続き検討して実施をお願いしたい」と述べました。

8 外務省ホームページに対する再度の質問

4月3日の質問は時間がなかったため、要望したまま終わりましたので、3週間後の4月24日、和田政宗議員はあらためて「該当する記述とはどの文言でしょうか」と問いいただきました。林芳正外務大臣はこう答えました。

「ここからが記載でございますが、遺憾ながら同攻略戦において略奪、婦女暴行、放火等の事犯が頻発した、これに対し軍は法に照らし厳重な処分をした、たとえ少数であったとしても無辜の住民が殺傷され、捕虜の処遇に適切を欠いたことは遺憾である等の記載があると承知しております」

それに対し、和田議員はこう質問します。

「今の答弁の前段部分ですけれども、これは略奪等について記したものであり、住民の殺害等について記したものではありません。

そして、答弁の後段部分、「たとえ少数であっても無辜の住民が殺傷され」の記述ですけれども、これは日本軍が意識的に住民を殺害したという文脈で記されているものではなく、非戦闘員や住民が巻き添えを食らって死亡したとの記述に続く文脈の中で記されているものです。

さらに、「たとえ少数であっても無辜の住民が殺傷され」の直前の文章は、南京付近の死体は戦闘行動の結果によるものが大部分であり、計画的組織的な虐殺とは言い難いというものです」

このように指摘したあと、和田議員はつぎのように指摘しました。

「政府の公式文書からは日本軍の意図的な住民殺害についての明確な記述はありませんでした。ですから、この戦史叢書『支那事変陸軍作戦』においても、住民が巻き添えを食らって死亡したとの記述になっているのです。（中略）政府が保有する公式文書に記されている内容に即した形に記述を改めないのでしょうか」

林外務大臣は、こう答弁しています。

「御指摘の外務省のホームページの記載、これは平成19年の4月24日に閣議決定をされました質問主意書への政府答弁、これを記載したものでございます」

林外務大臣は間違った答弁を繰り返しました。

外務省はこのような答弁をし、ホームページをあらためませんので、令和6年、参政党の神谷宗幣議員が3度、令和7年、NHK党の浜田聡議員が2度、質問主意書を提出し、追及しました。それでも外務省は『戦史叢書』に書いてあるとし、ホームページをそのままにします。

9 永野法務大臣辞任後の政府の動き

ここで、永野法務大臣辞任後の政府の動きを見ます。

法務大臣辞任から9日後の平成6年5月16日の参議院本会議で、羽田総理大臣はこう述べました。

「日本軍の南京入城後、非戦闘員の殺害あるいは略奪行為等があったことは、私どもも否定できない事実であるというふうに考えております」

6月22日、参議院内閣委員会で熊谷官房長官は日本社会党の質問にこう答えています。

「この問題が、数はともかくといたしましていわゆる南京事件、この非戦闘員を含めた多くの方々に多くの犠牲を強いることになったという、これは消しがたい事実ではないか」

南京事件についての発言を遡ると、『新編日本史』のさい関係者によるものはありませんが、発言がまったくなかったわけではありません。昭和59年と昭和60年に安倍晋太郎外務大臣は国会で南京事件を問われ、昭和59年には「今おっしゃるようにそういう事実はなかったという議論もございましたし、あるいはそういう事実があったという議論もあったように承知いたしております」と答弁しています。藤田公郎アジア局長は昭和63年5月16日の参議院外交安保調査で問われ、「どう評価するかということについて議論を行いますこと自体、果たしていかがなものかという気持ちがございます」と答えるだけです。平成3年の宮澤喜一総理大臣の答弁もほぼ同様です。永野法務大臣の発言が問題になった平成6年5月6日夕、寺田輝介外務報道官は羽田総理大臣が訪欧から帰国し、法相から事情を聞いたあとに各国に説明すると発言し、南京事件に関して発言はしていません。

これらの発言からすると、永野法務大臣と熊谷官房長官による大臣辞任時までの発言と、辞任後の羽田総理大臣と熊谷官房長官の発言のあいだに、大きい変化のあったことがわかります。

つまり5月7日から16日までの9日のあいだ、政府内で南京事件に関する統一見解が検討され、熊谷官房長官の考えは抑えられ、非戦闘員の殺害は否定できないに決定された、と推測されます。

また、羽田総理大臣の発言はのちのホームページとほぼおなじことから、このとき南京事件について成文化されたと推測されます。

平成10年代、成文化されたであろうものに沿って官房長官、外務省報道官、中国大使が発言を繰り返し、たとえば平成11年9月22日に野中広務官房長官は「日本軍の南京入城後、非戦闘員の殺害、略奪行為があったことは否定できない事実と考える」と述べています。そういった発言が繰り返され、平成17年にホームページへ記載されたと推測されます。ですからそのとき記載内容はとくに違和感のないものとなっていました。

10 谷野作太郎外政審議室長

ここで谷野作太郎氏について見ていきます。

谷野作太郎氏は外務省中国課長から出向して鈴木総理大臣秘書官につき、つねに総理大臣のそばにいました。昭和57年9月下旬の鈴木総理大臣訪中に同行、訪中したさい総理大臣は教科書検定について「政府の責任で記述是正はできるだけ早く行う」と述べますが、その発言は谷野氏の知恵でした³²。

谷野氏は当時の政府の動きを語っていますが、自身が南京事件に関しどのような発言をしたか語っていません。しかし谷野氏は教科書誤報事件にからんで、次のような歴史観を話しています³³。

「国内には『一国の教科書の記述ぶりについて外国の内政干渉を許してたまるか』という反対も強かった。

でも、私はそうは思わなかったんですね。『不幸な過去』について日本の若者たちがどういう教育を受けるかについて、韓国なり中国に意見があるのは不自然でないと思うんです」

そのころ外務省が侵略史観、自虐史観で覆われていたのは見たとおりで、8月9日に中国へ派遣された橋本恕情報文化局長も、帰国後産経新聞記者に「あれ（日本が中国で行ったこと）が『侵略』じゃないと言うんですか」と語っています³⁴。外務省では侵略と南京事件がセットで認識され、谷野秘書官もおなじであったと推測されます。

その後、谷野氏は平成元年6月から平成4年6月までアジア局長をつとめ、平成4年6月から平成7年9月まで外政審議室長に就きました。内閣外政審議室長は総理大臣の指示のもと、重要政策の企画立案、総合調整などを行います。

平成4年、天皇陛下御訪中の話が進み、反対の声があがると、外務省はマスコミと政治家への対策を担います。谷野氏はアジア局長として、また内閣外政審議室長として、中曽根元総理大臣、NHK 解説委員長、産経新聞編集局長たちに面会し、御訪中賛成の工作を進めます³⁵。

内閣外政審議室長としては、平成5年8月に河野談話、平成7年8月に村山談話と深く関わったことが知られています。河野談話ではこうです。

平成5年3月、谷野室長は強制的定義を「単に物理的に強制を加えることのみならず、脅かし、畏怖させて本人の意思に反してある種の行為をさせた場合も含む」と広げ、8月、谷野室長が中心になり河野談話を作成します。河野洋平官房長官は韓国との交渉について「僕が直接担当してやったことはありません」と述べ、谷野外政審議室長とアジア局がやったと証言しています³⁶。そのさい韓国とすり合わせが行われましたが、谷野室長は2代あとの審議室長たちに「韓国政府と一言一句文言を詰めたということは絶対なかった」と話して隠蔽しました。

村山談話では、村山談話の原案を作成した松井孝治内閣参事官がこう話しています³⁷。

「自分が起草した文章が谷野さんに直されてガラリと変わった。賛否両論はあるが『国策を誤り』などという表現は胆力がなければ書けないし、味も素っ気もない“官庁文学”では作成しえない出来栄えだった」

その村山談話について、平成27年3月に和田政宗議員が植民地支配と侵略はわが国のどのような行為を指すのか、質問主意書でいただきました。政府の答弁書は『『植民地支配』及び『侵略』の定義については様々な議論があり、お尋ねについてお答えすることは困難である』というものでした。

谷野氏はこのように河野談話作成とかかわり、村山談話を作成しました。

平成10年4月、谷野氏は駐中国大使につき、在任中、南京事件に関して次のような発言をしています。

平成10年12月22日、東京高等裁判所は南京戦に従軍した東史郎の日記が当時書かれた

ものでなく、そこに記述されている中国人殺害は実行不可能、と判定しますが、それに対し谷野大使は中国に「判決を南京事件自体の否定とみるのは間違い」と説明します。

平成13年1月23日、「20世紀最大の嘘 南京大虐殺の徹底検証」という集会が大阪で開催されました。26日、谷野大使は「日本政府は南京で非戦闘員の犠牲者が出たのは事実とみている」と述べます。

谷野氏は南京事件を明確に認めており、教科書誤報事件のときから認めていたことが推測できます。

11 谷野作太郎氏の南京事件観

それでは、谷野氏の南京事件の根拠はどういうものか。それについて谷野氏はなにも語っていません。手紙を差し上げることにしましたが、すると87歳の高齢でしたが、令和5年9月14日に返答をいただきました。

そのなかで谷野氏は、平成5年4月の林芳正外務大臣の答弁を「その場には外務省の担当者も居たはず、いくら何でも、お手紙にあるような単純な回答だったのか、信じ難い気持ちです」と記述するとともに、南京事件を裏づける資料、証言はたくさんあるとし、とりあえず4点をあげています。『戦史叢書 支那事变陸軍作戦(1)』、「証言による南京戦史」、「南京虐殺現場の心情」、「証言による南京戦史」の歩兵第九連隊旗手」です。

また研究書として秦郁彦『南京事件』、「日中歴史共同研究報告書」、石射猪太郎『外交官の一生』、松本重治『上海時代』に記載されている、南京入城の際の松井司令官の涙ながらの訓示をあげています。

それぞれ見ていきます。

『戦史叢書 支那事变陸軍作戦(1)』はすでに見たように、事件を否定しています。

「証言による南京戦史」は、「偕行」に昭和59年から昭和60年にかけて12回にわたり連載されたもので、最終回の総括で執筆者が代わり、混乱を来しました。そのため改めて研究がなされ、4年後に『南京戦史』として刊行されました。その「はじめに」のなかで「本史の総括は本書全体を読まれた方が、御自分でなさって戴くこととし、委員会としては総括をしておりません」と記述しています³⁸。このことから「証言による南京戦史」をあげるだけでなく、谷野氏による総括を示していただかなくてはなりません。

「南京虐殺現場の心情」とは、昭和59年8月5日の朝日新聞の記事を指し、歩兵第23連隊の兵士が虐殺を綴った日記と、生首の転がっている写真3葉が見つかったという記事です。

連隊会は記事をもとに調べますが、それらしき兵は見当たりません。しばらくすると生首の写真は満州のものとわかり、連隊会は日記を公開するよう朝日新聞に求めます。拒絶されたので裁判所に訴え、公開するよう判決が下りると朝日新聞は抗告します。このとき記事からすでに4年目に入っており、連隊会の会員は高齢のため訴訟を続けることができません。連隊会は申し立てを取り下げ、朝日新聞が連隊は南京事件と無関係という記事をのせることで決着します。この間、朝日新聞は3度訂正の記事をのせ、日記は隠したままでした。

このような記事ですから、南京事件を証拠だてるものではありません。

『証言による南京戦史』の歩兵第九連隊旗手」というのは、昭和59年9月号の『偕行』に

のった記事です。「捕虜を認めず、処置せよ」という師団長命令があり、それに対し連隊旗手は「師団長はどうも、そのような気持ちでおられたのではないでしうか」と話すとともに、中支では住民が軍と一体となり抵抗するであろうから警戒を怠るな、と師団長は注意し、実際、住民によるゲリラ的襲撃をしばしば受け、「あの激戦・紛戦下で『俘虜を認めず』という命令になったのではないでしうか」と説明しています。

第16師団は南京城をまえに12月11日から激戦を続け、13日午後に師団司令部後方の上海派遣軍司令部が襲撃を受けます。師団長命令は12日か13日で、そういった激戦のなか出されたもので、戦闘中であれば捕虜を取ることなく戦闘は続行されます。戦闘が終息に近づけば捕虜を受け入れ、激戦が収まりそうな14日午前8時30分、師団は投降してきた7200名を捕虜として受けいれています³⁹。

上海派遣軍の大西一参謀は、「日記に『捕虜はせぬ方針』とあるのは殺せと言う意味ではなく、武器は取り上げて追放する意味である」と証言しています⁴⁰。

こういうことですから、旗手の証言が事件の証拠とはいえません。

研究書の3点を見ます。

秦郁彦『南京事件』は、スマイス調査をもとに一般人の殺害を8千から1万2千人としています。しかしスマイス調査を分析した丹羽春喜によると、暴行などで死亡と記入する調査用紙に日本軍によるものとする欄はありますが、中国軍によるものとする欄はありません。丹羽春喜はスマイス調査を分析した結果、兵士の暴行などで死亡した市民は、日本軍によるものが606から720人と推測し、大虐殺はなかった、と説明します⁴¹。南京事件の論議の中心である市民殺害について、秦郁彦『南京事件』はこのような記述をしています。

「日中歴史共同研究」は、犠牲者数に関して「限りなく0に近い」という見方をする人がいるにもかかわらず、「日本側の研究では20万人を上限として、4万人、2万人など様々が推計がなされている」と改竄、歪曲しています。

また、「虐殺などが生じた原因について、宣戦布告がなされず『事変』にとどまっていたため、日本側に、俘虜（捕虜）の取扱いに関する指針や占領後の住民保護を含む軍政計画が欠けており、また、軍紀を取り締まる憲兵の数が少なかった点」と記述しています⁴²。

しかし、捕虜の扱いに関し、参謀本部は昭和12年7月21日に「対支那軍戦闘ノ参考」を作成し、「その場で武器を放棄させ、数人ごとに連縛し、現地または他に移し、適宜処置するか釈放する」と示しています。

憲兵の数については、たとえば第一次上海事変のさい、昭和7年2月23日の段階で75人でした。昭和12年に支那事変が始まったとき、支那駐屯憲兵隊は70人でした。上海派遣軍の憲兵隊が編成されたとき、61人で10月に増員されました。第十軍の憲兵隊は120人でした。上海派遣軍と第十軍の憲兵隊が南京へ向かいますが、南京戦当時の憲兵の数が少なかったということはありません。

石射猪太郎『外交官の一生』についていえば、南京にいたアメリカの宣教師は、南京の日本外交団へ要望書を提出し、その要望書は上海の総領事館へ送られ、上海総領事館はそれを本省へ送りました。要望書には難民区で起きた事件が記述され、中国人の訴えをそのまま記したもので、本省にいた石射東亜局長はそういった事情を知らず、南京で不

祥事が起こっているとみなしたものです。

『上海時代』には、松井司令官の涙の訓示が記述されています。訓示は昭和13年2月に行われ、訓示の内容は不法行為に関するものでなく、多くの市民がまだ難民区にいて、自宅に戻れないという復興の遅れを嘆いたものです。

谷野氏のあげた根拠は根拠になりません。

12 外務省ホームページ作成の経緯

教科書誤報事件のころは官僚が力を持っていた時代で、桜内義雄外務大臣は南京事件を否定する見方でしたが、外務省の考えに沿って反対の発言をしています。中国の抗議に対する鈴木善幸総理大臣の考えは「教科書の記述再改定にやぶさかではないが、“外圧”によって改めるというのでは検定制度に禍根を残す」というものでしたが、外務省の意見を受けいれました⁴³。『新編日本史』事件のさい、安倍晋太郎外務大臣は申請取り下げを希望しました。

『新編日本史』編纂者側の代表は、初代国連大使をつとめた加瀬俊一で、再三にわたり善処を要望する外務省に対し、「外交の要諦とは、相手国の立場を考えるより先に、まず自国の国民感情を正しく把握して、それを踏まえて事に当たることだ」と叱責しています⁴⁴。

政府といっても実質は外務省で、対中政策の決定権は北米局を中心とした主流が持っていました。昭和46年10月に中華人民共和国が国連の代表になると、アジア局へ移ります。昭和47年4月に法眼晋作が次官につくと、昭和43年1月から中国課長をつとめている橋本恕課長と、法眼—橋本ラインで日中国交回復へ邁進します⁴⁵。

チャイナスクール一期生の藤田アジア局長は、「日本外務省のなかで比較的バランスの取れた中国課長」と評価されていました⁴⁶。しかし法眼次官と橋本課長のもとで、チャイナスクールのなかの親中派が勢力を伸ばします。橋本恕はそういったチャイナスクールをつくりあげた「チャイナスクールの元凶」といわれ⁴⁷、谷野作太郎、阿南惟茂、楨田邦彦といった傍若無人の言動をするチャイナスクールが生まれました。

平成元年6月に天安門事件が起き、その人権抑圧から欧米は対中制裁を取りますが、日本は様子をながめるとして欧米との共同歩調に反対します。このとき谷野氏はアジア局審議官で、すぐにアジア局長に就任し、中国孤立化阻止と経済協力保持を進め、そのときの姿勢を「間違いではなかった」と説明しています⁴⁸。天皇陛下御訪中では、実現に向け「一番心配なのは宮沢総理」と指摘、反対する藤尾正行元文部大臣と奥野誠亮元法務大臣を呼びすてにし、ふたりを確信犯という表現までします⁴⁹。

阿南惟茂はアジア局長のとき「拉致疑惑には、亡命者の証言以外に証拠がない」と発言し、中国大使のとき起きた瀋陽総領事館事件の直前、「(不審者は) 追い返せ」と発言します。楨田邦彦氏は、たった10人のことで日朝正常化交渉がうまくいかないのは国益に反するといった発言をし、森首相や事務次官が李登輝前総統の来日を認めたにもかかわらず、アジア大洋州局長として反対しました。

外務省では55年体制下、長年「国益と戦略という言葉は使っちゃいけない」といわれ、平成10年に外務大臣に就任した高村正彦も、「まだ国益とか戦略とか、使いにくかった」と語っています⁵⁰。

そういった外務省の姿勢に対しては、いうまでもなく批判があがり、外務省改革も検討されました。大使になると総理大臣を上回り、国家公務員で一番高い給与を貰う給与体系を改善すること、という指摘もあがりました⁵¹。

外務省が国益を考慮せず、大きい権力を持っていたことは指摘されたとおりです。

法務大臣辞任後の南京事件の新たな方針は、誰が主導したのでしょうか。

谷野氏は永野法務大臣辞任後のかかわりについて、なにも語っていません。しかし、河野談話について外務省とやり取りをし、村山談話では村山総理大臣から「君、総理大臣の案を一文書いてくれ」と指示を受けたことから⁵²、法務大臣辞任後にさいしても深くかかわっていたと考えられます。さらに、ほかに南京事件とかかわる人がいなかったことから、南京事件の正確な知識もなく、南京事件の政府統一見解を進め、成文化まで決めたと推測されます。

この決定が歴代の官房長官や報道官の発言となり、やがて外務省ホームページとなり、日中歴史共同研究の報告書となり、日本をしぼってきました。令和5年4月3日、外務省ホームページが設けられたころ入省していなかった官僚が、辻褄を合わせるため答弁を作成し、林外務大臣の支離滅裂な発言ともなりました。

13 民間人殺傷について

ホームページには非戦闘員の殺害や略奪行為等があったことは否定できないとあり、そのうち、より重要な非戦闘員の殺害を見ていきます。

東京裁判の判決文に、こうあります。

「後日の見積もりによれば、日本軍が占領してから最初の六週間で、南京とその周辺で殺害された一般人と捕虜の総数は、二十万以上であったことが示されている。これらの見積もりが誇張でないことは、埋葬隊とその他の団体が埋葬した死骸が、十五万五千に及んだ事実によって証明されている」

判決文のいう団体は、11万2千余を埋葬した崇善堂と4万3千余を埋葬した紅卍字会を指します。しかし、崇善堂の記録は戦後偽造されたことが明らかになっています⁵³。

紅卍字会の埋葬記録を見ると、城内にあった女の死骸は8体、子供の死骸は26体です。城外にあった女の死骸は75体、子供の死骸は20体です⁵⁴。

これらのうち、市民の集まっていた安全区にあった女の死骸は17体、子供の死骸は7体と推計されます。日本軍が城内に入る2日前、日本軍の砲撃で城内にいた40人ほどの市民に犠牲者が出ました。城内の女と子供の死骸の多くは、そのときの犠牲者と考えられます。

城外の女と子供の死骸は、多くが中華門外にあったものです。

南京城のまわりでは、中山門外の紫金山と中華門外の雨花台に、強固な中国軍陣地が築かれていました。城壁の外側に街が形成されていたのは、揚子江側の下関と中華門外でした。これらから、中華門外の女と子供の死骸は雨花台から中華門にかけての戦いに巻きこまれた、中華門外に住んでいた市民と考えられます。

男の死骸の何体が民間人か判明しません。ほとんど戦死体と考えられます。

これからすると、意図的な民間人殺傷はほとんどないとわかります。

そのことは、つぎのことからもわかります。

マギー牧師は東京裁判で証言し、日本軍の残虐行為を述べた証言は法廷を驚かせるとともに、瞬時にして南京のイメージをつくりました。マギーはこう証言しました⁵⁵。

「先ず最初には日本軍の兵隊が個々別々にあらゆる方法に依って中国人を殺したのであります」「暫く致しますと南京の市内には至る所に中国人の死骸がゴロゴロと横たわって居るようになったのであります」

このような証言が、1日にわたって行われました。

終わったあと、弁護人がマギー牧師に訊問します⁵⁶。

「只今の御話になった不法行為若しくは殺人行為と云うものの現行犯を、あなた御自身幾ら位御覧になりましたか」

マギー牧師は答えました。

「唯僅か一人の事件だけは自分で目撃しました」

あれほど殺戮と死骸を述べていましたが、殺害の場面を見たのは一度だけというのです。

その一度も、自宅のバルコニーから外を見ていると、中国人が家の前を歩いており、後ろから日本の軍人が呼び止めると、中国人は走ってにげ、角を曲がろうとしたところ行き止まりで、日本の軍人が追いかけ、銃殺したというものです。陥落から4日目、呼び止められて逃げれば、銃殺されることもあるでしょう。

マギーが妻に宛てた手紙によると、中国人は角を曲がって逃げ、マギーの自宅で一緒に見ていたひとがあとで見に行くと死んでいたというもので、マギーは殺す場面を見ていません⁵⁷。

埋葬記録とこの証言を併せて検討すると、民間人の殺傷はほとんどなかったと改めてわかります。

そのことを裏づける証拠はほかにもあります。

宣教師たちは安全区をまわっており、日記に書いています。12月14日、マギー牧師は中国兵を保護するため街中をまわりますが、死体の記述はありません⁵⁸。ボートリンとミルズは夕方と一緒にまわりますが、見た死体は1体です⁵⁹。スマイスとフォースターも一緒にまわり、ドアや窓の壊れていることを記していますが、死体の記述はありません⁶⁰。フォースターは25体を見ていますが、11日の砲撃による死体と考えられます⁶¹。

中国の王固盤警察庁長官は、11月末に南京に残った市民を20万人と見ており、日本軍が南京へ入ったあとの日本軍調査で、市民は20数万人と増えています。市民は減少しておらず、市民殺害のなかったことがここからもわかります。

14 南京事件に関する国内の変化

平成27年度の中学校歴史教科書の検定で、自由社の教科書が南京事件を記述しませんでした。合格しました。自由社はそれまで教科書調査官とかなりやりあい、調査官から「必ずしも南京事件を書かなくてもいい」との言質を引き出し、4月6日、検定に合格しました。

平成27年12月11日の参議院文教科学委員会での南京事件に関する質問のさい、政府はこう述べています。

「日中歴史共同研究書に収められた論文は、学術研究の結果として執筆者個人の責任に基づき作成されたものでございまして、政府として個々の論文の具体的記述についてコ

メントはしないとの立場でございます」

日中歴史共同研究の報告書は日本政府の見解とみなされていましたが、政府はそれを否定します。議論になれば、記述の矛盾があらわになるからと思われます。

外務省ホームページでは、平成30年に質問文の「南京大虐殺」が「南京事件」に変更されました。英文の方は確認できませんが、“Nanjing Incident”に修正されたと思われます。

令和3年になると、英文の“the killing of a large number of noncombatants”の“a large number of”が日本文に合わせ削除されました。ともに山田宏参議院議員が指摘したものです。

平成26年、内閣法が改正され、内閣人事局が国家公務員幹部の人事を一元的に管理することになりました。安倍晋三総理大臣は政治主導についてこう語っています⁶²。

「政治主導とは何か。根本は、選挙で政策を公約し、国民から多数の支持をいただいて政権を取り、約束したことを実行していくことでしょう」「内閣が政策を実行しようとしているのに、官僚が自分たちの役所の利益にならないからと、妨害するのは許されせん」「外交では、政治家が多目的に戦略を考え、最終的な決断をくださわけですが、一方で、プロの外交官もいる。だから彼らの知恵を借りて戦略を練る。その上で、政治家が決めたことには従ってもらわなければいけない」

このことがあってか、それまでの外務省は変わり、南京事件に関する姿勢も変わりましたようにも見えます。令和5年4月の国会の論議に合わせて変更したとしても、大きい障害はないと考えられます。

注

- 1 時野谷滋『家永教科書裁判と南京事件』日本教文社、142頁
- 2 高橋史朗「新編日本史『検定』全記録」、『諸君！』文芸春秋、1986年9月号、56頁
- 3 高橋史朗「『朝日』と『外圧』に歪められる歴史教科書」、『諸君！』文芸春秋、1986年8月号、36頁、高橋史朗「新編日本史『検定』全記録」、『諸君！』、文芸春秋、1986年9月号、67～68頁、黛敏郎「『新編日本史』始末記」、『じゅん刊 世界と日本』No.502、内外ニュース、18頁
- 4 『毎日新聞』平成6年5月4日
- 5 『産経新聞』平成6年5月8日
- 6 原田義昭議員が環境庁長官に就任したさいの述懐
- 7 「日中歴史共同研究」474～475頁
- 8 谷野作太郎『外交証言集 アジア外交一回顧と考察』岩波書店、104頁～107頁
- 9 加戸守行「教科書改善に向けて心すべきことと」、『教育再生』平成24年10月号、15頁
- 10 木内昭胤「最近のアジア情勢」、『講演集（第七集）』霞会館、126～127頁、133～134頁
- 11 「木内昭胤氏が語る日中国交正常化の真実」、『サンデー毎日』平成28年6月21日号、毎日新聞社、149頁
- 12 加戸守行「教科書改善に向けて心すべきことと」、『教育再生』平成24年10月号、13頁
- 13 鹿取泰衛「日本最重視と教科書問題」、『外交フォーラム 日中国交正常20周年』128～129頁
- 14 本多勝一『中国の旅』朝日新聞社、259頁
- 15 家永三郎「『密室』検定の記録」名著刊行会、97頁
- 16 南京市文史資料研究会編『証言・南京大虐殺』青木書店、xi
- 17 イアン・ブルマ『戦争の記憶』TBSブリタニカ、156頁
- 18 『産経新聞』平成6年5月8日

- 19 『産経新聞』平成6年5月6日
- 20 『諸君!』平成13年2月号
- 21 『読売新聞』平成22年4月18日
- 22 『人類は戦争を防げるか』文芸春秋、42頁、271頁、294頁
- 23 鈴木勲「教科書問題の経緯」、『教育問題』第三号、全国教育問題協議会、4頁、7頁
- 24 田中明彦『中国外交―政策決定の構造』日本国際問題研究所、199頁、204～205頁、田中明彦『日中関係』299頁、302頁、309頁、岡田英弘「“教科書検定”は中国の内政問題だ」、『中央公論』57年10月号、中央公論社、87～89頁、94～95頁
- 25 田中明彦『中国外交―政策決定の構造』日本国際問題研究所、211頁、『岡田英弘著作集』藤原書店、116～117頁、302頁
- 26 『産経新聞』平成20年2月17日、平成27年4月14日
- 27 『朝日新聞』昭和57年9月10日
- 28 加戸守行「教科書改善に向けて心すべきことと」、『教育再生』平成24年10月号、13、15頁
- 29 高橋史朗「新編日本史『検定』全記録」、『諸君!』1986年9月号、61～63頁
- 30 中曾根康弘『天地有情』文芸春秋、463頁
- 31 防衛庁防衛研修所戦史部『戦史叢書 支那事变陸軍作戦<1>昭和十三年一月まで』朝雲新聞社、436～438頁
- 32 宇治敏彦『鈴木政権八六三日』行政問題研究所、321～323頁
- 33 谷野作太郎『外交証言集 アジア外交―回顧と考察』岩波書店、104頁～105頁
- 34 石川水穂「教科書問題の発端『世紀の大誤報』の真実」、『正論』平成13年6月号
- 35 『産経新聞』令和5年12月21日
- 36 櫻井よしこ「密約外交の代償」、『文芸春秋』97年4月号、124頁
- 37 産経新聞社『歴史戦』産経新聞出版、87～91頁
- 38 南京戦史編集委員会『南京戦史』偕行社、「はじめに」三、編集要領
- 39 南京戦史編集委員会『南京戦史』249～250頁、255～257頁
- 40 『偕行』昭和60年5月号、6頁
- 41 丹羽春喜「スマイス報告書について」京都産業大学経済経営学会、19頁
- 42 「日中歴史共同研究」317～319頁
- 43 宇治敏彦『鈴木政権八六三日』行政問題研究所、307～308頁
- 44 黛敏郎「『新編日本史』始末記」、『じゅん刊 世界と日本』No.502、内外ニュース 20頁、32頁
- 45 中嶋嶺雄「活かされない日中交渉の教訓」、『中央公論』昭和57年10月号、142～145頁
- 46 中嶋嶺雄「名も恥もない日本外交」、『VOICE』2002年7月号
- 47 中嶋嶺雄「拙速すぎた日中国交三十年の大きな代償」、『正論』平成14年8月号
- 48 『読売新聞』令和2年12月24日
- 49 『産経新聞』令和5年12月23日
- 50 高村正彦『冷戦後の日本外交』新潮社、101頁
- 51 的場順三「『大使』閣下の優雅な生活」、『諸君!』平成14年7月号、69頁、73頁
- 52 谷野作太郎『中国・アジア外交秘話』東洋経済新報社、181頁
- 53 『産経新聞』1985年8月10日
- 54 日中戦争史資料編集委員会編『日中戦争史資料8』河出書房新社、378頁～380頁
- 55 日中戦争史資料編集委員会編『日中戦争史資料8』河出書房新社、87頁
- 56 日中戦争史資料編集委員会編『日中戦争史資料8』河出書房新社、103頁
- 57 章開沅編、加藤実訳『この事実を・・・』②、ストーク、293～294頁
- 58 滝谷二郎『目撃者の南京事件』三交社、37～38頁
- 59 ミニー・ヴォートリン『南京事件の日々』大月書店、53～54頁
- 60 章開沅編、加藤実訳『この事実を・・・』②、ストーク、440～441頁
- 61 章開沅編、加藤実訳『この事実を・・・』②、ストーク、206頁
- 62 『安倍晋三回顧録』中央公論新社、138頁